

令和3年10月15日
住宅局 住宅生産課

令和3年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業の交付申請の受付期間を 令和4年1月31日（月）まで延長します！

既存住宅の性能向上や子育てしやすい環境等の整備に資する優良なリフォームを支援する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」について交付申請の受付期間を**令和4年1月31日（月）**まで延長します。

1) 補助対象住宅

リフォームを行う既存住宅（戸建住宅、共同住宅とも対象）
※事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外

2) 主な事業要件

- ・リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ・一定の住宅性能を有するようリフォーム工事を実施すること
- ・リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

3) 補助対象費用

- ・性能向上リフォーム工事等に要する費用
- ・インスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等に要する費用

4) 補助率・補助限度額

- ・補助率：補助対象費用の1/3
- ・補助限度額：リフォーム工事実施後の住宅性能に応じて100～250万円/戸
※以下のいずれかの要件を満たす場合は50万円/戸を上限に加算
 - 三世代同居対応改修工事を実施する場合
 - 若者・子育て世帯が改修工事を実施する場合
 - 既存住宅を購入し改修工事を実施する場合

5) 交付申請の受付期間（※今回変更箇所）

（変更前）令和3年12月24日（金）まで
（変更後）令和4年 1月31日（月）まで

- ※1 予算が無くなり次第、交付申請の受付を終了させていただきます。
- ※2 事業者登録の受付期間は令和4年1月7日（金）まで、住宅登録の受付期間は令和4年1月21日（金）まで延長します。

<本事業に関する問い合わせ先>

- 長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室
交付申請、完了実績報告等の手続きに関する問合せ
ホームページ：<http://www.choki-r-shien.com/>
メール：toiawase@choki-r-shien.com
TEL：03-5229-7568※平日10～17時（12～13時を除く）

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、（内線39-431、463）

FAX：03-5253-1629